

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
1. 項目	処方せん交付条件の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<ul style="list-style-type: none"> ・現状、処方せんの交付には、医師による診断が必要であり、診察治療等を伴わない処方せん交付は禁止されているところです。 ・しかしながら、ICTの利活用により、例えば、遠隔から患者の体調に係る基礎データ（血圧、脈拍等）を医療機関へ送信することも可能になっていることを踏まえ、処方せん交付条件を緩和し、患者の病状や経過状況によっては、医師の診察を要せずに処方せんの交付を可能とするとともに、前述の処方せんの電子化の実現により、例えばWebサイトや電子メール等で処方せんの申請や受領を可能とする等、ICTを活用することで、通院の負担の軽減や遠隔地からの薬の注文・処方の実現等、患者の利便性向上に資するものと考えます。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・医師法 第20条 医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後24時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の症状や経過状況によっては、医師の診察を要せずに処方せんの交付を可能とする等、現状の医師による診断等を必須とする処方せんの交付条件を緩和していただきたい。